

別紙1 業務の委託事業者が利用する端末についてのセキュリティ対策

業務の委託事業者が利用する端末についてのセキュリティ対策

介護保険に関する業務のうち、窓口及び受電に係る事務、システムへの入力業務の一部について、委託事業者に業務委託を行うにあたり、情報の漏えい等の事故を防止する為、委託事業者が利用する端末、ネットワーク及び周辺機器についてセキュリティ対策を講じなければならないことから、以下の事項を実施する。

- (1) 委託事業者が利用する端末については職員が利用する端末とは切り分け、職員と委託事業者が端末を共有しない。
- (2) 端末を委託事業者が利用する際には専用のID、パスワードを付与し、委託内容に係る情報のみが照会・更新できる等の制限を設ける。
- (3) 委託事業者が利用する情報について、システムログの管理を行う事により、万が一事故が発生した際にはログを確認し、原因究明を行う。
- (4) 端末からUSBメモリ等の外部媒体への書き込み及び端末自体への情報の保存ができなくする等のセキュリティ対策を講じる。
- (5) 離席等により10分以上端末を使用しない場合には、作業従事者以外の者が閲覧する画面を確認できないように、スクリーンセーバーによる設定を行う。
- (6) 従事者は作業を終えた時、または長時間使用しない場合は、ログオフする若しくは端末の電源を切断しなければならない。
- (7) 従事者は退庁時に、システムの電源が確実に切断されたことを確認すること。